

石綿の除去作業等について

石綿による健康障害防止対策は、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）等により、様々な措置が義務付けられています。石綿等が使用されている建築物の老朽化による解体等の工事は、今後も増加し、令和10年頃にピークを迎えることが予想されており、現在の技術的知見等も踏まえ、一層の石綿ばく露防止対策等の充実が求められています。

厚生労働省では、このような状況を踏まえ、吹き付け石綿の除去についての措置、石綿を含む保温材や耐火被覆材などの取り扱いに関する規定を強化するため、石綿障害予防規則を改正し、平成26年6月1日から施行されその後令和3年、令和4年、令和5年と新たな改正が施行されています。



「石綿障害予防規則」(石綿則)の主なポイント

■ 吹き付けられた石綿の除去作業場所に設置された集じん・排気装置（第6条関係）

作業開始後速やかに、及び集じん・排気装置の設置場所等変更時に、装置の排気口からの石綿漏えいの有無を点検する必要があります。
異常があれば、作業を中止し、装置の補修やその他の措置を直ちに取る必要があります。

漏えいの監視には、スモークテスターに加え、粉じん相対濃度計（いわゆるデジタル粉じん計）、または繊維状粒子自動測定機（いわゆるリアルタイムモニター）を使用することが望ましい。

■ 作業場所の前室（第6条関係）

前室を設置する際には、**洗身室と更衣室**を併設する必要があります。
作業開始前に、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の使用によって、前室が**負圧に保たれているかどうか**を点検する必要があります。
異常があれば、直ちに、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の増設やその他の措置を取る必要があります。

■ 損傷、劣化がみられる石綿含有吹付け材、保温材、耐火被覆材、断熱材の措置（第10条など）

事業者は、労働者が常時就業する建築物等に吹き付けられた石綿や張り付けたられた石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などで石綿粉じんを発散するおそれがある場合は、石綿の除去、封じ込めや囲い込みの措置が必要です。

■ 封じ込め、囲い込み作業では、次の措置が必要になります（下線箇所が令和3年の法令改正関係）

措置内容	参照条文 [石綿則、労働安全衛生規則（安衛則）]
・発注者による工事請負人への石綿使用状況などの情報提供の努力、 <u>請負人の事前調査記録・作業状況記録の作成の配慮</u> ・注文者による法令遵守のための配慮	石綿則第8条、第9条 ※ 発注者とは、注文者のうち作業を行う仕事を他者から請け負わずに注文している者
・事前調査、 <u>調査記録の3年保存</u>	石綿則第3条
・作業主任者、特別教育	石綿則第19条、石綿則第27条
・作業計画、作業従事記録の40年保存、 <u>作業状況記録の3年保存</u>	石綿則第4条、35条 <u>35条の2</u>
・ <u>建設工事計画届</u>	<u>安衛則第90条</u> （建設業、土石採取業に限る）
・負圧隔離（隔離+集じん機） ・集じん機からの漏えいの点検（開始時、 <u>変更時</u> ） ・前室の負圧点検（開始前、 <u>中断時</u> ）	石綿則第6条 ※ 石綿含有吹付け材の封じ込めの場合、または、石綿含有吹付け材、保温材、耐火被覆材、断熱材の切断を伴う場合
・立入禁止措置・その表示 ・特定元方事業者から関係請負人への通知・作業時間帯などの調整など	石綿則第7条 ※ 石綿含有吹付け材の切断等を伴わない囲い込みの場合、または、保温材、耐火被覆材、断熱材の切断を伴わない場合
・湿潤化	石綿則第13条
・呼吸用保護具、作業衣、保護衣の使用	石綿則第14条

石綿の除去等の作業についての規制の体系

この表は、建築物などの解体等の作業時に、石綿則がどのように適用されるかを示したものです。作業を行う際の参考にしてください。(令和3年、令和4年、令和5年の法令改正内容を反映)

【建築物等の解体・改修工事を行う場合の規制 (石綿の使用・不使用を問わない)】

	建築物	工作物	船舶
事前調査、結果の掲示、調査記録の備え付け・3年保存	●	●	●
事前調査の資格者要件	● (令和5年10月1日から)	● (令和8年1月1日から)	● (令和5年10月1日から)
事前調査結果の報告 (令和4年4月1日から)	80㎡以上の解体工事 100万円以上の改修工事	100万円以上の解体・改修工事 (ボイラー、圧力容器等 特定の工作物に限る)	総トン数20t以上

【石綿建材の除去工事を行う場合の規制】

主要な規制	建材の種類			
	吹付け石綿、保温材等	ケイカル板1種 (破碎) 仕上塗材 (電動工具除去)	その他の成形板	その他の建材
作業計画、作業状況の記録の3年保存	●	●	●	●
計画届の提出 (工事開始14日前までに)	●			
作業主任者の選任、特別教育の実施	●	●	●	●
保護具の使用	●	●	●	●
湿潤化の実施	●	●	●	●
隔離の実施	負圧隔離	隔離 (負圧不要)		
負圧・漏えいの点検、取り残しの確認	●			

これ以外にも、関係者以外立入禁止、清掃、健康診断、作業者ごとの作業記録の40年保存等の措置が必要です。詳細は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(令和3年3月)の78,79ページ等を確認してください。

- すべての除去作業、封じ込め・囲い込み作業について、発じんを 방지有効なばく露防止措置をとるとともに、廃材は関係法令に基づき適切に分別・廃棄する必要があります。
(関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

建築物に吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材などの管理

- 事業者は、その労働者を就業させる建築物などに吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などにより粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、その石綿の除去、封じ込め、囲い込みの措置を取らなければなりません。
- 事務所または工場として使用される建築物の貸与者は、その建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁などに吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などにより粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、上記と同様の措置を取らなければなりません。
- 臨時に就業させる建築物などの壁などに吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などによりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具・保護衣または作業衣を使用させなければなりません。

石綿障害予防規則の改正について

令和3年以降順次改正石綿規則が公布されていますので、その概要についてお知らせします。

改正のポイント

	レベル1 石綿含有吹付け材	レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材	レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等その他石綿含有建材	
現 行	計画届※14日前	作業届※工事開始前		
	<input type="checkbox"/> 事前調査 <input type="checkbox"/> 作業計画 <input type="checkbox"/> 掲示 <input type="checkbox"/> 湿潤な状態にする <input type="checkbox"/> マスク等着用 <input type="checkbox"/> 作業主任者の選任 <input type="checkbox"/> 作業者に対する特別教育 <input type="checkbox"/> 健康診断			
改 正 後	レベル1 石綿含有吹付け材	レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材	○ <u>けい酸カルシウム板1種(切断等)※3</u> ○ <u>仕上げ塗材(電動工具での除去時)</u>	レベル3 スレート、Pタイル等その他石綿含有建材
	<input type="checkbox"/> 事前調査 (<u>資格者※1による調査・調査結果の3年保存、調査記録の現場への備え付け</u>) <input type="checkbox"/> 作業計画 (<u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u>) <input type="checkbox"/> 掲示 <input type="checkbox"/> 湿潤な状態にする <input type="checkbox"/> マスク等着用 <input type="checkbox"/> 作業主任者の選任 <input type="checkbox"/> 作業者に対する特別教育 <input type="checkbox"/> 健康診断			
	事前調査結果等の届出※2			
	計画届 (レベル2も) ※工事開始14日前			
	<input type="checkbox"/> 負圧隔離 <input type="checkbox"/> 集じん・排気装置の初回時・ 変更時 点検 <input type="checkbox"/> 作業開始前、 中断時 の負圧点検 <input type="checkbox"/> 隔離解除前の取り残し確認 等		<input type="checkbox"/> 隔離 ※負圧は不要	

※1 建築物：一般建築物石綿含有建材調査者・特定建築物石綿含有建材調査者・一戸建て等石綿含有建材調査者。

船舶：船舶石綿含有資材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者または、これと同等以上の知識を有すると認められる者。

工作物：今後別途告示で定められます。(令和8年1月1日施行)

※2：解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事、総トン数20t以上の船舶の解体・改修工事について必要。事前調査結果等は、工事開始前に電子システムにより労働基準監督署に届け出る必要があります。**石綿含有の有無に関係無く報告が必要です。**

※3：石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等に使用)は他のレベル3より飛散性が高いことから分離したものです。「切断等」とは、切断、破碎、穿孔、研磨等が該当します。

詳しくはお近くの労働基準監督署または労働局労働基準部健康安全課までお問い合わせください。